

## No.5 建築基準法第 51 条に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更に 関する案件概要

### 議第 1314 号 建築基準法第 51 条に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更

名 称	株式会社 J バイオフードリサイクル 横浜工場		
位 置	鶴見区末広町 2 丁目 1 番 5、2 番 17 の各一部		
敷 地 面 積	9,498.05 m <sup>2</sup>		
用 途 地 域 等	工業専用地域		
施設概要	構 造	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造） 地上 2 階建	
	主 要 用 途	廃棄物中間処理施設 （一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）	
	建 築 面 積	1,430.80 m <sup>2</sup>	
	延 床 面 積	1,919.60 m <sup>2</sup>	
	処 理 能 力	<p>【一般廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●発酵処理施設 210.58 t / 日</li> <li>●破碎施設 457.44 t / 日</li> <li>●汚泥の脱水施設 478.08 t / 日</li> </ul> <p>【産業廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●廃プラスチック類の破碎施設 76.32 t / 日</li> <li>●汚泥の脱水施設 472.32 m<sup>3</sup> / 日</li> </ul>	
	建 築 主	名称 株式会社 J バイオフードリサイクル 住所 鶴見区弁天町 3 番地 1	
	運 営 主 体	名称 株式会社 J バイオフードリサイクル 住所 鶴見区弁天町 3 番地 1	

(内容)

当施設は、平成 29 年 2 月に建築基準法第 51 条に基づく許可を取得しています。  
今回、新たに事務所、廃液タンク及び廃棄物保管場所を設置するため、敷地を拡張します。

以下の理由から、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、建築基準法第 51 条の規定に基づき当該施設の変更の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 臨海部の工業専用地域に立地し、工業の利便を害する施設ではないこと。
- 2 周辺に学校、病院等の施設がないこと。また、騒音・振動・悪臭の発生源に対して、十分な環境対策を講じていること。
- 3 幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、かつ、施設への搬出入車両は、周辺交通量と比較して少ないこと。
- 4 隣接事業者に事業内容を説明し、理解を得ていること。